

## 唐津市告示第 178 号

唐津市みなし浄化槽撤去費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 24 年 4 月 23 日

唐津市長 坂 井 俊 之

### 唐津市みなし浄化槽撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、みなし浄化槽を撤去し、戸別浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 42 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたもので、し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (2) 戸別浄化槽 唐津市戸別浄化槽の整備に関する条例（平成 17 年条例第 363 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号及び唐津市浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成 17 年告示第 298 号。以下「浄化槽補助金交付要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (3) 撤去費 みなし浄化槽の撤去及び埋戻しに要する経費をいう。

(補助対象区域)

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、条例第 3 条により戸別浄化槽により汚水処理を行おうとする区域として告示した区域及び浄化槽補助金交付要綱第 3 条に規定する区域とする。

(補助対象者)

**第 4 条** 補助金の交付の対象となる者は、補助対象区域内においてみなし浄化槽を

所有するもので、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙）に定める浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙）に定める浄化槽市町村整備推進事業により、専用住宅及び併用住宅の用に供するためにみなし浄化槽を撤去するものとする。ただし、現に機能していないみなし浄化槽の所有者を除く。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、みなし浄化槽の撤去に要する費用と9万円とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みなし浄化槽撤去費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去するみなし浄化槽の設置場所の位置図
- (2) 撤去するみなし浄化槽の現況写真
- (3) 撤去に要する費用を積算した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

**第7条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

**第8条** 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定の内容及びこれに付した条件をみなし浄化槽撤去費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請等）

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助対象事業」という。）を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、みなし浄化槽撤去費補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告があった場合には、みなし浄化槽撤去費補助金交付取消・変更通知書（第4号様式）により交付の決定を取り消し、又は変更するものとする。

（現場確認）

**第10条** 市長は、必要と認めるときは、職員に、みなし浄化槽の撤去の状況を施工の現場において確認させることができる。

（実績報告）

**第11条** 補助事業者は、補助対象事業の完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、みなし浄化槽撤去費補助事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽廃止届出書の写し

(2) 浄化槽清掃記録票の写し

(3) みなし浄化槽の処分に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し

(4) 撤去場所の工事着工前及び完了の状況がわかる写真並びに工事の状況がわかる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第12条** 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、当該書類等の審査又は必要に応じ実地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるとき

は、交付すべき補助金の額を確定し、みなし浄化槽撤去費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

**第13条** 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業者の請求により交付するものとする。

（補助金の返還等）

**第14条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度に行う補助対象事業から適用する。